

## (仮称) 札幌市歴史的資産保存活用推進方針検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 札幌市に所在する歴史的資産について、有効に活用しながら良好な状態で後世に継承していくための(仮称)札幌市歴史的資産保存活用推進方針(以下「方針」という。)の策定にあたり、広く有識者及び市民の意見を聴くため、(仮称)札幌市歴史的資産保存活用推進方針検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は次の事項について意見交換を行う。

- (1) 歴史的資産の保存に関すること。
- (2) 歴史的資産の活用に関すること。
- (3) その他方針の策定のために必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 委員会は、外部委員(有識者等)6名以内、内部委員(札幌市職員)1名とし、市長が委嘱する。

- 2 外部委員のうち2名程度は公募によるものとする。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて市民文化局長が招集する。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民文化局文化部文化財課において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、文化部長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年1月26日から施行する。